

案

古賀市人権施策基本指針

～ 一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が
心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして ～

2022（令和4）年4月
古賀市

古賀市人権施策基本指針

一 目 次 一

第1章 古賀市人権施策基本指針策定の趣旨

1 策定の背景	1
(1) 国内外の動向	1
(2) これまでの本市の取組	3
2 人権施策基本指針策定の趣旨	4
(1) 改正の趣旨	4
(2) 総合行政としての新たな人権施策の必要性	5
(3) 指針の位置付け	5

第2章 人権施策の基本理念

人権施策の基本理念	6
-----------	---

第3章 個別の人権問題

部落差別（同和問題）	8
女性の人権問題	10
子どもの人権問題	11
高齢者の人権問題	13
障がい者の人権問題	14
外国人の人権問題	15
感染症患者等に関する人権問題	16
インターネットによる人権問題	17
犯罪被害者等に関する人権問題	17
災害に伴う人権問題	18
性的指向及び性自認（SOGI）に関する人権問題	19
さまざまな人権問題	20

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の必要性と留意点	21
2 人権教育・啓発の基本的視点	21
3 人権教育・啓発の展開	22

第5章 人権施策の推進

1 総合行政としての人権施策の推進	
①府内推進体制	24
②職員の意識総合行政としての人権施策の推進	24
③個別計画の見直し	24
2 人権教育・啓発等の拠点の整備	25
3 人権侵害への相談体制の充実	25
4 関係機関・団体とのネットワークの構築	25

第6章 「いのち輝くまちづくり」に向けて

「いのち輝くまちづくり」に向けて	26
用語解説	27

資料

世界人権宣言	3 2
日本国憲法（抄）	3 7
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	4 0
特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の 制限及び発信者情報の開示に関する法律	4 2
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律	4 4
本邦外出身者に対する不当な差別的言動の 解消に向けた取組の推進に関する法律	5 0
部落差別の解消の推進に関する法律	5 2
アイヌの人々の誇りが尊重される社会を 実現するための施策の推進に関する法律	5 3
「人権擁護古賀町」宣言に関する決議	5 6
古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の 解消と人権擁護に関する条例	5 7
古賀市人権施策審議会条例	5 9
古賀市人権施策年表	6 1

第1章 古賀市人権施策基本指針策定の趣旨

1 策定の背景

(1) 国内外の動向

国際連合（以下、国連という）は、1948（昭和23）年に「世界人権宣言」を採択しました。この第1条の中に「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」と定められています。この宣言は、二度にわたる世界大戦を体験し、人が人として幸せに生きていくごく当たり前の人権が根こそぎ奪い去られるという、人間として最も愚かな行為の猛省の中から生まれてきたものです。

その後、世界人権宣言の内容を具体化し、1965（昭和40）年に「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（人種差別撤廃条約）、1966（昭和41）年に「国際人権規約」（経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約：社会権規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約：自由権規約）、1979（昭和54）年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女性差別撤廃条約）、1989（平成元）年に「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）、2006（平成18）年「障がい者の権利に関する条約」（障がい者権利条約）など多くの条約を採択しました。

また、1995（平成7）年からの10年を「人権教育のための国連10年」と位置付け、すべての人々が人権を踏まえた行動をごく自然にできる社会、お互いの違いを認め合い共に生きることのできる社会の実現を求める取組を進めてきました。

そして、人権教育のための国連10年の取組の継続を目的として、2004（平成16）年に「人権教育のための世界プログラム」が採択され、効果的な人権教育を継続して実施していくため、2005（平成17）年に重点領域を定めた行動計画「人権教育のための世界計画」が策定されました。

さらに、2015（平成27）年に、国連が採択したSDGs*（持続可能な開発目標）では、「人や国の不平等をなくそう」「ジェンダー平等を実現しよう」など、17の目標を掲げ、「人権尊重」を大きな柱としています。前文でも、「誰一人取り残さない」「すべての人々の人権を尊重する」と宣言されており、人権尊重の理念が基礎にあることを示しています。

SDGs達成のためには、一人ひとりが正しい認識と知識を持って人権に配慮することが大切であり、全人類の人権保護が必要不可欠です。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国においては、1947（昭和22）年に「国民主権」、「平和主義」、「基本的人権の尊重」を理念とする日本国憲法を施行し、以後、1956（昭和31）年には、国連加盟が承認され、国際社会の一員として人権に関するさまざまな条約を批准してきました。また、1965（昭和40）年の同和対策審議会答申を受けて、1969（昭和44）年に「同和対策事業特別措置法」を施行し、二度にわたり制定された特別措置法に基づき、約33年間、同和対策事業が取り組まれました。

このような国内外の人権にかかる潮流の中、1997（平成9）年7月、日本における人権という普遍的文化を構築することを目的として「人権教育のための国連10年」に係る施策の総合的かつ効果的な推進を図るために行動計画が策定されました。その後、2000（平成12）年12月には、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定めた「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」を施行しました。

さらに、同年「児童虐待の防止等に関する法律」、2001（平成13）年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」、2006（平成18）年に「高齢者の虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」、2012（平成24）年に「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」、2016（平成28）年に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、

する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、2019（平成31）年に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」等の法律が施行されるなど、人権課題の解決に向けて法整備が進められました。

福岡県においても、1995（平成7）年に「人権が尊重される社会を築く差別事象の根絶に関する決議」がされ、これを受け翌年1月に「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を施行し、同和地区関係者に対しての差別事象の発生防止のため、県、県民、事業者の責務を明確にしました。また、1998（平成10）年には「人権教育のための国連10年福岡県行動計画」、2003（平成15）年には「福岡県人権教育・啓発基本指針」が策定され、基本指針に基づき、人権教育・啓発に関して全庁的な連携を図り、総合的・計画的に推進していくために年度ごとの「実施計画」を策定し、取組が進められています。

さらに、インターネット上の人権侵害や性的指向※及び性自認※に関する人権問題等の社会状況の変化や、2016（平成28）年に実施した「人権問題に関する県民意識調査」の結果を踏まえ、2018（平成30）年に「福岡県人権教育・啓発基本指針」が改定されました。また、2019（平成31）年には「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づき、「福岡県部落差別事象の発生の防止に関する条例」を改定し、結婚や就職に際しての部落差別事象の発生防止に加え、基本理念や相談体制の充実、教育、啓発の推進、部落差別（同和問題）の実態に係る調査の実施等の規定を盛り込んだ「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されました。

（2）これまでの本市の取組

本市における行政施策としての人権問題の取組は、1969（昭和44）年に定められた「同和対策事業特別措置法」の制定により着実に成果を上げてきたと言えます。法の制定以降、「古賀町（市）同和対策審議会」を立ち上げ、同和問題の解決を中心にはさまざまな施策に取り組んできました。

1975（昭和50）年に『古賀町（市）「同和」保育基本方針※』、1979（昭和54）年には『古賀町（市）「同和」教育基本方針※』を策定し、1995（平成7）年3月には「人権が何よりも尊重される文化都市・福祉都市の構築が急務であることを認識し、すべての町民の人権が等しく保障するために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行うことを確認し、人権擁護古賀町とする（要旨）とした『「人権擁護古賀町」宣言に関する決議』が議会において全会一致で議決されました。

このように、人権尊重の気運が高まる中、人権教育・啓発に関する取組の充実をめざし、2001（平成13）年3月に「人権教育のための国連10年古賀市行動計

画」を策定。2004（平成16）年には、この計画による施策の展開をさらに図るため、その期間を2007（平成19）年3月まで延長し、計画に掲げた諸課題の解決に向けて取組を進めてきました。

このように、古賀市においては、積極的に人権施策に取り組んできましたが、一方では、課題も明確になってくるなど、より実効性のある、すべての人権施策の基盤となるような計画が求められてきました。そこで、2007（平成19）年5月に、古賀市の人権施策の憲法ともいえる、「古賀市人権施策基本指針」（以下「基本指針」という）を策定し、人権施策の推進体制の強化と、人権教育・啓発活動の充実を図ってきました。

2020（令和2）年には、人権教育・啓発の成果と課題を把握するために、「古賀市人権に関する市民意識調査」を行いました。古賀市民の人権意識の実態を明確にし、市民が人権問題をより自分自身のこととして捉えることができる取組を構築していくこととしています。また、今なお残る部落差別（同和問題）をはじめとしたさまざまな人権課題を解決していくため、『古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例』を改正し、「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」を施行しました。この条例を人権施策の柱として積極的に推進し、差別のない「いのち輝くまちこが」の実現をめざします。

そして、2022（令和4）年4月に、「第5次古賀市総合計画」が始動し、基本構想に「ひと育つこが育つ」「人がまちを支え まちが産業を支え産業が人を支え みんなが育つ未来に向かって育ちつづけるまち」を掲げ、すべての人が尊重し合い 未来を拓く子どもたちが輝くまちをめざし、更なる「いのち輝くまちづくり」の施策に取り組みます。

2 人権施策基本指針策定の趣旨

（1）改定の趣旨

本市は人権施策を行う上で憲法的なものと位置づけ2007（平成19）年度に「基本指針」を策定した後、2009（平成21）年に実施した「古賀市人権に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、2013（平成25）年に改定を行いました。これまで「基本指針」に基づき人権に関する取組を行ってきましたが、ヘイトスピーチ※を含む外国人への差別、性的少数者※への偏見・差別、ハラスメントや、インターネットやSNS※の普及により、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害といった、新たな人権問題も大きな社会問題となっています。

また、2019（令和元）年末に発生した新型コロナウイルス※の感染拡大に伴い、世界規模で感染者や医療従事者及びその家族に対する誹謗中傷や差別的な対応など、

深刻な人権侵害が起きています。自分自身が人権侵害の被害者にも加害者にもなる可能性があることを認識し、人権問題は決して「誰か」のことではなく、私たち一人ひとりの問題であると考えていくことが大切です。

このように人権課題はますます多様化、複雑化しており、こうした人権を取り巻く社会状況の変化や、2020（令和2）年度実施した「古賀市人権に関する市民意識調査」の結果に加え、これまでの人権教育及び啓発の成果と課題を踏まえ「基本指針」の改定を行いました。

（2）総合行政としての新たな人権施策の必要性

これまで本市においては、さまざまな人権課題の解決のため、人権施策を取り組んできました。しかし、今日に至っても、部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等の人権問題など多くの課題が残されており、その解決が市民一人ひとりの課題として充分に定着していなかったと言わざるを得ません。その要因としては、従来の施策が特定の部署で個別課題対応型の事業を行ってきたこと、更には、それが市民に対して一方通行的なものであったことなどが考えられます。

今後は、これまでの個々の取組の成果をあらゆる人権問題の解決につなげていくことにより、一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざし、新たな人権施策の構築に取り組むこととし、行政全部局の連携の下、人権施策の見直しをさらに図り、市民への説明責任を果たしながら市民と行政が一体となって施策を展開していく必要があります。

（3）指針の位置付け

本指針は、日本国憲法や地方自治法に定められた基本的人権の尊重や住民の権利を確立させるため、また、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に定められた行政の責務に基づき策定するものです。

市民一人ひとりの人権が尊重される「いのち輝くまちこが」を実現していくために、本指針を総合行政として人権施策を展開していく上で憲法的なものとし、より総合的かつ効果的な施策の推進を図っていきます。

第2章 人権施策の基本理念

人権とは人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成する全ての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。

本市がめざす「いのち輝くまちづくり」は、市民一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が心豊かに人間らしく暮らせる地域社会を実現することです。このことは、地方自治の根本的課題であり、人権の尊重こそがまちづくりの基礎であると考えられるからです。

市民一人ひとりが、自らの人権のみならず、他者の人権についても正しい理解をもつとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し人権を相互に尊重し、その共存を図っていくことが最も重要です。こうしたことを踏まえ、本市においては、行政のすべての領域に人権施策を根付かせていくこととします。

以上のことと踏まえ「いのち輝くまちづくり」を進めていくために次のことを基本理念とします。

○ 「人間の尊厳」

市民一人ひとりがかけがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りをもつという「人間の尊厳」という価値観を基軸に据えた施策の展開を図ります。

○ 「自立」

「いのち輝くまちづくり」は、「自立」した市民の手で取り組まれ実現するものであり、こうした市民の取組については、行政の責務として支援します。

○ 「自己実現」

人権は、人を差別してはいけないということは当然ですが、それ以前に自分自身が人間らしく心豊かに生きる「自己実現」の課題としてとらえることが大事であり、人権は他人事ではなく、自分自身の課題であるという認識が重要です。

○ 「交流」

人権問題を正しく認識して解決するためには、市民の間で、さまざまな課題をもっている人々との「交流」が大切です。人と人とのふれ合いを通してお互いが支え合う関係づくりが重要であることから、さまざまな機会を通して市民や人権問題に関係する団体がそれぞれの取組を認め合い、支え合っていくことができるよう相互交流の支援に努めます。

○ 「共生・共働※」

市民相互が、個の違いを認め、思いやりをもち、手を携えて共に生きていくことで、「いのち輝くまちづくり」に取り組んでいくことが重要です。共働には、行政と市民との共働も含まれており、行政依存型からの脱皮という意識改革に取り組むことで、地方自治の主役はあくまでも市民であるという認識の下、行政と市民がお互いの責任と役割を明確に自覚し、役割を分担していくという共働のあり方を求めます。

第3章 個別の人権問題

本市ではこれまで、部落差別（同和問題）、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等のさまざまな人権問題の解決に向け、その問題の抱える固有の経過や現状を踏まえ、人権教育・啓発をはじめとする具体的な施策を学校教育・社会教育の場や日常の行政施策の中で、その課題の解決を図ってきました。2020（令和2）年に行った、市民意識調査の結果においても、これまでの人権教育・啓発における、成果が表れており着実に前進しているものの、まだまだ課題は残されています。

人権問題を考えるときは、差別される側、する側の両方に視点を据えて、絶えず複眼の視点で考える必要があり、こうした課題の解決に向け総合行政として各部署において策定した個別計画^{*}に基づき施策の推進を図ります。

部落差別（同和問題）

部落差別（同和問題）（以下、「部落差別」という）は、日本固有の人権問題であり日本国憲法が保障する基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

本市においては、「同和対策事業特別措置法」の施行以降、「古賀町（市）同和対策審議会」を立ち上げ、部落差別の解決に向け、その重要性、緊急性から、法の趣旨に基づき、施策の主たる対象を同和地区又は当該地区住民として事業に取り組んできました。その結果、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は成果が見られました。

また、教育や啓発面においても、差別意識の解消に向けた教育及び啓発もさまざまな創意工夫のもとに推進してきました。しかし、学校における生徒間による^{せんしょう}賤称語を用いた差別発言や、啓発用横断幕の切り裂き事件、差別落書き事件、地区照会事件など依然として差別事象が発生しており、差別意識の解消には至っていない状況です。

さらに、全国的にはインターネット上で個人や団体を誹謗中傷する書き込みをはじめ、不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で被差別部落（同和地区）の所在地を流布するなどの問題も発生しています。

こうした中、2016（平成28）年に「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が施行されました。この法律では、「部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であり、部落差別の解消は、国及び地方公共団体の責務である」と明記しています。

本市においては、2018（平成30）年に「古賀市職員同和問題研修テキスト～同和問題の解決をめざして～」を作成し、全職員を対象に研修会を実施し、さらに2020（令和2）年に「古賀市教職員人権・同和教育研修資料」を作成しました。

また、同年3月には、今なお残る部落差別をはじめとしたさまざまな人権課題を解決していくため、『古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例』を改定し「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」を施行しました。この条例を人権御行政の柱として積極的に推進し、差別のない「いのち輝くまちこが」の実現をめざします。

部落差別に対する市民意識の高揚が、同和教育※によってもたらされることも明確になり、解決に向け一歩ずつ前進してきていることも分かりましたが、反面、この問題を自分のこととしてとらえきれない市民意識があることも分かり、教育・啓発の在り方を再度見直していく必要性が出てきました。

現在、部落差別に対する偏見や差別意識は、まだ払拭された状況にあるとは言えません。この問題の解決は行政の責務であるとの基本認識に立ち、早期解決に努めなければなりません。

- 同和対策事業や同和教育で得られた成果を踏まえ、部落差別の解決に向けた施策の展開を図ります。
- 部落差別は決して孤立して存在するものではなく、人権教育・啓発の大きな柱として同和教育・啓発を位置付け取組を進めます。
- すべての行政職員が部落差別の解決は行政の責務であることを再認識し、主体性をもって市民への説明責任を果たしながら施策を推進します。
- 「寝た子を起こすな」論※については、部落差別を温存、助長、拡散する可能性があるため、その考え方を是正し、また「部落差別解消推進法」や「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」の周知啓発に努めます。
- 「古賀町(市)同和教育基本方針」や「古賀町(市)同和保育基本方針」を定めて教育行政や保育行政に取り組んできましたが、これらの方針は同和対策に限らず、一般対策を行っていく上でも今日まで果たしてきた役割は非常に大きく、今後もその精神を本指針に踏襲し、基本的人権を尊重していくための人権教育・啓発に取り組みます。
- 同和教育をあらゆる人権問題の解決につなげていく、発展的、創造的な取組を推進します。
- 部落差別や同和教育にかかわるすべての指導者は、その取組について点検・評価を行います。
- 各種研修会の参加等により、人権相談に従事する人権教育・啓発担当者のスキルアップを図り、関係機関と連携、相談機能・体制の充実に努めます。

女性の人権問題

2003（平成15）年、内閣府男女共同参画推進本部により「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度となるよう期待する」いわゆる「202030※」の目標が掲げられました。

2015（平成27）年に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され、雇用主としての民間企業等及び、国・地方公共団体は、女性の採用比率や管理職比率の数値目標を盛り込んだ事業主行動計画を策定することが定めされました。

2018（平成30）年には、国会や地方議会の選挙で候補者の数ができるだけ男女均等にするよう政党に努力を求める「政治的分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されました。しかし、2020（令和2）年度に策定された「第5次男女共同基本計画」において、「指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるようめざして取組を進める」と「202030」の目標期限が先送りされるなど、多くの課題が残されています。また、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス※やセクシュアル・ハラスメント※）など、女性に対する暴力や性的嫌がらせは大きな社会問題となっており、人権侵害の根絶に向けた取組が求められています。さらに、今日においても「男性は仕事、女性は家庭」といった性別に基づく固定的な役割分担意識は根強く残っており、性別にまつわる不平等や困難、また雇用形態における男女格差は大きく、男女共同参画に向けた意識の改革を促していくことが求められています。

男女共同参画は男女それぞれの自己実現の課題です。市民と行政が将来に向かって、男性と女性が対等なパートナーシップで真の男女平等を達成することにより、こころ豊かに暮らせるまちづくりをめざさなければなりません。

本市においては、2016（平成28）年度には、「古賀市における女性職員の活躍に向けた特定事業主行動計画」を策定しました。

また、2021（令和3）年度には、「第3次古賀市男女共同参画計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進していきます。

- 第3次古賀市男女共同参画計画に沿った事業を推進します。
- 男女共同参画の取組を支援するため、必要な体制の整備に努めます。
- 教育や就労の場において、男女共同参画の理念が根付くよう教育・啓発に努めます。

- ドメスティック・バイオレンスやハラスメント等の暴力を根絶するため、職場や地域における啓発の取組強化に努めるとともに、相談機能の充実に努めます。
- 女性職員の活躍を推進するため、数値目標を設定のうえ目標達成に向けた取組を実施します。

子どもの人権問題

2016（平成28）年には、「児童福祉法」が改正され、子どもが権利主体であること、その意見が尊重されること、最善の利益が優先されることが明確に示され、2019（平成31）年に、この法律の改正が行われ、親権者による指導のしつけに際して体罰を加えてはならない等の児童の権利擁護や体制強化、関係機関間の連携強化について規定されました。また、2017（平成29）年には「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定など関係法令等が整備されてきました。

しかし現代の社会において、少子化や核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、価値観や生活スタイルの多様化、情報化技術の進歩などにより、子どもや家庭を取り巻く社会環境は大きく変化しています。いじめ、不登校、ひきこもり、虐待や子どもの貧困のほか、インターネットやスマートフォン等の普及に伴い、出会い系サイトの利用による児童買春事件等の犯罪も急増しており、子どもの人権を侵害する問題はさまざまな形で現れています。

このような中、子どもに豊かな人間性、正義感や公正さを重んじる心、自分を大切にするとともに他者を思いやる心、人権を尊重する心などを培うことが求められています。

また、家族にケアを必要とする人がいる場合に、さまざまな家庭事情から、18歳未満の子どもが、一般に本来大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護などを日常的に行っている場合があり、家庭内の問題として表面化しにくい状況があります。国において、実態把握、相談窓口の整備やこのようなヤングケアラー^{*}のいる家庭への家事・子育て支援など、施策の検討が行われています。

本市では、子どもを守る取組として2019（平成31）年度には「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠期から乳幼児期までの子育てに関する支援を切れ目なく、ワンストップで行うことが可能となり、母子保健サービスと子育て支援サービスとを一体的に提供、運用しています。

- 子どもが自分と他者を大切にする人権教育を推進します。
- 「第2期古賀市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子どもの健やかな育

ちのための支援、いきいきと子育てができる環境づくり、子育て家庭にやさしい生活環境づくり、教育・保育提供体制の充実、子育てを支える地域づくりといった基本目標の実現をめざします。

- 子育てに対する不安や悩み、いじめ、不登校、虐待等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実を図ります。
- 「古賀町（市）「同和」保育基本方針」の精神を踏まえ、保育所保育指針及び指針に示されている「人権を大切にする心を育てる」保育に努めます。
- 市内の中学校において、児童生徒の生活上の問題状況を見出すことができるよう見守り体制及び個別の対応の充実を図ります。
- 「いのちのノート※」の内容の充実を図るとともに、子どもたちの人権感覚と生きる力を育む教育を行います。
- 「古賀市要保護児童対策地域協議会」を構成する関係機関の連携強化及び実務者会議の充実を図ります。
- 「児童虐待の防止等に関する法律」の意義を人権教育・啓発の場などを通して広めます。
- 体罰は学校教育法や児童福祉法において禁止されているばかりでなく、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないという基本認識を教職員や保護者等に定着させるため、体罰防止に向けた諸政策の展開を図ります。
- 子どもを取り巻く大人一人ひとりが、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起りうる」という意識をもち、それぞれの役割と責任を自覚できるよう、人権教育の中でいじめの撲滅に向けた諸施策の展開を図ります。
- 教育、ひきこもり、貧困、虐待など、子どもに関わる施策を担うすべての部署が、「子どもの権利条約」の理念を共有し、関係部署で情報共有と緊密な連携を図り総合的な取組を進めていきます。
- 18歳未満の「ヤングケアラー」と思われる子どもを、教育や福祉等の関係機関が連携を行い、早期発見することにより、本来守られるべき子どもの権利を守り、健やかに成長できるよう支援します。
- 2019（平成31）年に策定した「古賀市子どもの未来応援プラン」に基づき、子どもの貧困対策を総合的に推進していきます。
- 2019（平成31）年に策定した「古賀市いのち支える自殺対策計画」に基づき、児童生徒が、つらいときや苦しいときには助けを求めるてもよいということを学ぶ教育（SOSの出し方に関する教育など）をさらに推進していきます。
- インターネット上の犯罪や人権侵害から児童生徒を守るために、学校が配布したパソコン端末のフィルタリングを強化するとともに、児童生徒や保護者に対する情報モラル教育を充実させます。

高齢者の人権問題

高齢者人口が今後も確実に増加していく中で、高齢者が住み慣れた地域で、人生の最期まで尊厳をもって自分らしく生活を送るためには、高齢者の権利擁護の理念を踏まえた地域社会の構築と、介護予防を含めた一体的な介護・医療サービス体制が不可欠です。

高齢者の権利擁護については、医療・介護・福祉の専門家が連携し、継続的に支援していくことが極めて重要となります。

全国的には、認知症※や介護を必要とする高齢者に対する誤った認識、介護疲れや経済的困窮などが原因となり、家族などによる身体的、心理的、性的、経済的虐待及び介護等の放棄（ネグレクト）が生じています。

また、80代前後の高齢者の親に50代前後のひきこもりの子どもが生活を依存している「8050問題※」や社会的孤立や孤独など高齢者を取り巻く課題は複雑化・多様化しています。

これらの課題解決のため、実効性ある取組を開拓していかなければなりません。

こうした状況を踏まえ、本市では2021（令和3）年度に「古賀市地域包括支援センター」を、各中学校区に1か所ずつ増設し、高齢者に対するきめ細やかな支援を行うための体制整備を行いました。

- 高齢者が「住み慣れた地域でともに支え合い、最期まで安心して暮らせるまちづくり」を基本理念に、「古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」に基づき施策の推進を図ります。
- 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」の責務等を踏まえ、虐待の早期発見と防止を趣旨とする啓発の取組を推進します。
- 8050問題や高齢者の孤立化など複雑化・多様化した問題に対応できるよう包括的相談支援体を強化し、高齢者的人権が尊重され、住み慣れた地域で暮らしていくことができる社会を構築します。
- 高齢者が生きがいをもち生涯にわたって健康な生活を続けられるよう、就労支援等の社会参加を推進します。
- 高齢者の人権侵害の問題を解決するため、社会全体で支援していくシステムの構築を図ります。
- 民生委員、福祉委員などとの連携を強化し、高齢者の状況把握に努めます。
- 高齢者及び高齢者の養護者が抱える不安や悩み等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

障がい者の人権問題

2013（平成25）年の「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障がい者差別解消法）の制定、2014（平成26）年1月の「障がい者の権利に関する条約」の批准に伴い、2016（平成28）年4月に「障がい者差別解消法」が施行されました。今までの障がい者問題の考え方とは違った、新しい考え方（国際的な視点）が盛り込まれ、「障がい者差別解消の道筋」が示されました。

「障がい者差別解消法」は施行から3年が経過した後に所要の見直しを行う旨が規定されており、2021（令和3）年5月に改正されました。主な改正内容は、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的配慮※の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障がいを理由とする差別を解消するための支援措置の強化を講ずることとされており、障がいを理由とする差別解消の一層の推進を図ることとしています。

なお、障がい者雇用については、直近では2018（平成30）年、2021（令和3）年に法定雇用率※が引き上げられ、「共生社会」の実現に向けた取組が進められています。

本市においては、「古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）」を基本とし、障がい者が抱えるさまざまな課題やニーズに応じた支援を図っています。

- 障がい者とともに暮らせるまちを実現するため「障がい者差別解消法」と「古賀市障がい者基本計画」に基づき施策の推進を図ります。
- 障がい者への差別や偏見の解消に向けて、より実効性のある教育・啓発に努めます。
- コミュニケーションの促進を図り、障がい者の特性に応じた適切な配慮（点字、音声での案内、手話通訳等）に努めます。
- 障がい者の社会参加とともに、就労への意欲の向上、障がい者雇用に対する理解の促進など就労支援に努めます。
- すべての人々にとってやさしく、住みやすいまちを実現していくため、「古賀市交通バリアフリー※基本構想」を踏まえ、移動環境の整備に努めます。
- 公共施設等の整備にあたっては、バリアフリー化を促進するなどユニバーサルデザイン※の配慮に努めます。
- 障がいに関する不安や悩み等さまざまな問題についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

※「障がい」の表記について

2021（令和3）年度から、古賀市が策定する計画においては、原則すべて「障がい」の表記を使用することとしています。法令名等が正式な表記と異なる表記となっている場合がありますが、ご留意ください。ただし、資料添付している法律名やその条文については、原文のまま掲載しています。

外国人の人権問題

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥しようとする不当な差別的言動（ヘイトスピーチ）が問題となっており、こうした言動は、人々に不快感や嫌悪感を与えるのみならず、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせたりすることになります。このために、2016（平成28）年「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。

2018（平成30）年の外国人材に係る出入国管理法改正もあり、外国人住民は年々増加傾向にあります。本市における外国人住民数は、2021（令和3）年9月現在で860人であり、前回の人権施策基本指針改定時の2013（平成25）年と比較すると、約2倍に増加しています。国籍別では、2013（平成25）年は中国と韓国人々が約6割を占めていましたが、2021（令和3）年3月末ではベトナムと中国が約4割を占め、このほか韓国・インドネシア・フィリピン・パキスタンを合わせると約9割を占めています。さまざまな国籍の人々の増加に伴い、日本語を母語としない人々が増加している状況です。

2020（令和2）年に、「地域における多文化共生推進プラン」が改訂され、外国人住民の増加・多国籍化や多様性・包摂性のある社会実現といった社会経済情勢への対応が求められています。このような状況を踏まえ、本市はお互いを知り、学びあい、違いを尊重し、新たな文化や豊かな地域社会を創造する「多文化共生」社会をめざすために、2020（令和2）年に国際交流・多文化共生係を設置しました。

- 外国人住民の人権問題に関する相談窓口の充実や人権侵害救済について取り組みます。
- 相互の理解を深め、認め合っていくための手段として、在住外国人との交流の場を設けるなど、多くの世代が多様な文化を尊重し、国際感覚や共生の心を醸成する機会の提供に努めます。
- 生活に必要な情報をわかりやすく発信し、適切な情報受けることができる支援に努めます。
- 「多文化共生推進協議会」などを活用しながら関係機関や関係団体との連携強化

を図ります。

- 学校現場における外国人住民の保護者や子どもに対する日本語指導及び交流型日本語教室の開催など、外国人住民が誰とでもコミュニケーションが円滑にとれるよう支援に取り組みます。
- 外国人住民等に対する差別の現状と「ヘイトスピーチ解消法」の基本理念を踏まえた人権教育・啓発に取り組みます。

感染症患者等に関する人権問題

HIV※、ハンセン病※等の感染症は、感染症についての知識や理解の不十分さなどから生じる偏見や差別によって、家族を含めて社会生活の中で苦しみ、現在もなお生きづらさを抱えている人がいます。

ハンセン病は適切な治療で完治することができるにもかかわらず、過去には恐ろしい病気と誤解され、患者を強制隔離する政策が行われ、療養所入所者の多くは、長期間隔離されるなど家族や親族などとの関係を断たれただけでなく、社会での差別・偏見や入所者自身の高齢化等により、完治後も療養所に残らざるを得ないなど復帰が困難な状況です。このような中、2019（令和元）年11月に「ハンセン病問題基本法」が一部改正され、ハンセン病の患者であった者等の家族であることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないとされました。

近年、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、インターネットやSNS等で、感染者や、その家族、医療従事者等に対する、差別的な書き込みなど、不安や恐れから生じる嫌悪や、そのことに伴う偏見や差別などの人権問題が発生しました。その後、誰もが人権侵害の被害者にも、加害者にもなる状況が全国的に拡がりました。それにより、改めて人権侵害を自分事として意識されるようになる契機となりました。

2021（令和3）年2月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の一部が改正され、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応し、差別の防止に係る国及び地方公共団体の責務規定が設けられました。

- 感染症患者に対する偏見や差別の解消は行政の責務であるとの認識の下、啓発や広報活動に取り組みます。
- 感染症等に関する正しい知識の普及を図るとともに、学校においては子どもの発達段階に応じた人権教育に取り組みます。
- 感染症等に関する相談についての相談機関の周知に努めるとともに、相談事業の充実・強化を図ります。

インターネットによる人権問題

インターネットは、情報化の進展に伴って社会の隅々まで普及し、私たちの生活を便利で豊かなものにするために役立つ一方、情報発信の匿名性を利用した、他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現など、個人や集団にとって有害な情報の掲載が行われ、人権侵害が多数発生しています。近年は子どもたちの間にも普及し、SNSやメールなどによるいじめや嫌がらせも多く発生しています。

また、性的な画像等をその撮影対象者の同意なく、インターネットの掲示板に公表する行為により、被害者が大きな精神的苦痛を受ける被害が発生しています。このようなことから、2014（平成26）年「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」（リベンジポルノ被害防止法）が施行されました。

- インターネットによる差別書き込みや誹謗中傷、個人情報の暴露等に対し引き続き人権侵害を防止するための法整備を国に対し提言を行います。
- 利用者一人ひとりが、個人のプライバシー等を守ることの重要性や情報の収集・発信における責任やモラルについて正しい理解と認識をひろげるための教育・啓発の推進に努めます。
- インターネットにおける人権侵害に対して、法務局や警察等との連携を強化し、問題解決を図ります。

犯罪被害者等に関する人権問題

犯罪の被害者やその家族の人権問題は、直接的な被害の他に、「事件による精神的衝撃とその後の生活の支障」や「近隣の噂話やマスコミの取材」、「報道などによる不快感やストレス」などの精神的被害や経済的被害等多くの二次的被害を受けています。

そのため、2005（平成17）年に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対しては相談体制の整備など支援の取組が求められています。

また、同法により政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないこととされており、2021（令和3）年に「第4次犯罪被害者基本計画」が策定され、本市においても2022（令和4）年に「古賀市犯罪被害者等支援条例」を策定しました。

- 犯罪被害者等の尊厳に配慮し、生活環境その他の状況に応じて、立場に配慮した適切な支援を関係機関等と連携協力して推進します。

- 犯罪被害者等がおかかれている状況、名譽や生活の平穏への配慮の重要性に対する理解を深めるための啓発を推進します。

災害に伴う人権問題

1. 東日本大震災が提起した人権問題

東日本大震災は、人権上も多くの教訓を残しました。それを国民全体で真摯に受け止め、決して風化させてはなりません。

第一は、戦後、多くの人々が見失いかけていた「絆」という人間の根源的価値観の再認識です。家族愛、地域愛、隣人愛、友情、助け合いといった日常の、ごく当たり前のことが真の幸せであるという認識に、多くの人が思い至ったということです。

第二は、風評による人権侵害の問題です。「放射能がうつる」などという根拠のない思い込みや偏見が、福島からの避難者に対するホテルの宿泊拒否、タクシー乗車拒否、保育園の入所拒否、児童の避難先でのいじめなどの差別事件を招きました。風評被害は、農産物や観光地などの物的損害だけではないのです。

しかも、風評による人権侵害は、災害の時にだけ発生する問題でなく、私たちの日常生活の中でも、発生する危険は隣り合わせなのです。いつ、どこで、だれが被害者になるか分かりません。国や各自治体の市民意識調査を見ると、何らかの人権侵害を受けたことがあると答えた人のうち、特に多いのが「あらぬ噂や悪口、陰口」などの誹謗中傷による人権侵害です。

風評による人権侵害を防ぐには、風評に惑わされない科学的認識（理性）を持つこと、偏見を抱かないこと、自分の目で確かめもせずに鵜呑みしないこと、付和雷同する無責任さと卑劣さに気付くこと、そして何よりも相手の気持ちを思いやる心が大切です。

風評による人権侵害は、さまざまな人権問題の共通の課題として捉える必要があります。

- 人間の「絆」を大切にする心を学校教育や生涯学習、あらゆる啓発の場を通して培い、「いのち輝くまちづくり」に生かします。
- 風評による人権侵害は、被災地の人々だけの問題でなく、私たち自身の問題だという認識を共有するための教育・啓発に努めます。
- 東日本大震災の教訓を風化させないよう、これからも教育・啓発の生きた教材として取り組みます。

2. 災害の対応

近年においても、2016（平成28）年4月に発生した熊本地震、2020（令和2）年7月に発生した九州での記録的な豪雨など災害が繰り返し発生しています。

このような状況において避難所生活の中では、プライバシーが守られにくいことのほかに、高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦、外国人、性的少数者※、女性に対する十分な配慮が行き届かないことなどの人権課題が顕在化しました。

また、長期化する避難生活のストレスから暴力や虐待などの人権侵害も問題となっています。

- 災害時に他者へ配慮し、冷静に判断ができるよう、日頃から災害に備える「自助」の重要性の啓発に努めます。
- 災害時にさまざまな事情がある被災者に配慮が行き届くよう、「共助」の担い手となる自主防災組織等が、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、多様な視点を取り入れた防災体制を確立できるよう、支援に努めます。
- 避難所でのプライバシーの確保、トイレや女性用スペースの適切な配置などを定めた「古賀市避難所運営マニュアル」に基づき、体制の整備に努めます。

性的指向及び性自認（SOGI）に関する人権問題

一人ひとりの人間が持っている性には、性的指向、性自認、性的特徴、性表現の要素が組み合わさっています。性的指向が異性あるいは同性に向く人もいれば、性別を問わず男女両方に向く人もいます。出生時割り当てられた性別と性自認が一致している人もいれば、そのそれに苦悩している人もいます。このように「性」には、さまざまなバリエーションがあります。しかし、社会において、性の多様性をまだ多くの人が理解しておらず、依然として性的指向や性自認を理由とした差別や偏見があります。

近年、性的指向（セクシュアル オリエンテーション）と性自認（ジェンダー アイデンティティ）をさす「SOGI※」という言葉が少しずつ浸透してきています。SOGIはすべての人が持っているもので、特定の集団をさしていません。

誰もが多様な性の中を生きる一人として、自分の価値観や固定観念を他者に押し付けず、お互いに尊重し認め合うことが大切です。

国連は、2008（平成20）年に性的指向と性自認による人権侵害を非難する国連総会声明を出しました。近年、欧米諸国では、同性婚や同性カップルに婚姻と同等の権利を認める動きも出てきています。

日本においては、2004（平成16）年に「性同一性障がいの性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の要件を満たせば家庭裁判所に対し、性別の

取扱いの変更の審判を申し立てができるようになりました。

また、2016（平成28）年には「事業主が職場における性的言動に起因する問題に関して雇用管理上講すべき措置についての指針」、2017（平成29）年には「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、職場及び教育現場に性的少數者の人権を確立する方針を打ち出しました。

さらに、2021（令和3）年に札幌地方裁判所が同性婚を認めないことは「違憲」とする判決を出しました。

本市においては、2020（令和2）年4月から、性的少數者のカップルや事実婚の関係にある人を支援する「古賀市パートナーシップ宣誓制度」、さらに2021（令和3）年から、パートナーシップ宣誓をされた人の子どもも家族として証明する「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を運用しています。

- 性の多様性を正しく理解するための取組を推進していきます。
- 性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくすための、人権教育・啓発を推進します。
- 教職員及び児童生徒が性の多様性に関する正しい理解と認識を深める為の取組を推進します。
- 当該児童生徒に十分配慮し、安心して学校生活を送るための支援や相談体制の充実を図ります。
- 性的少數者の方々が孤立しないよう、交流会事業の充実・強化を図ります。
- 「古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」の運用及び制度の周知啓発を行うとともに、医療機関をはじめとする事業者等への理解、認識の促進に努めます。

さまざまな人権問題

北朝鮮当局による人権侵害問題は、1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明になりました。いわゆる北朝鮮当局による拉致であり、これは日本国民に対する人権侵害で、国の主権及び国民の生命と安全にかかわる重大な問題です。

人権問題はこれまで述べてきた個別の問題だけではなく、アイヌの人々に対する偏見や差別の問題や、ホームレスに関する問題、人身取引（強制労働、強制結婚、偽装結婚、臓器売買、性的搾取など）の問題、性暴力（同意のない性行為を強要する）など、さまざまな人権問題が残されています。

それぞれの人権問題固有の課題をしっかりと踏まえた上で、その根底にある構造を見極め課題解決に向けた施策の推進に努めます。

第4章 人権教育・啓発の推進

1 人権教育・啓発の必要性と留意点

2020（令和2）年に実施した「古賀市人権に関する市民意識調査」では、「人権や人権問題についての関心」の質問で、「関心がある」または、「少し関心がある」と回答した人を合わせると71.3%であり、前回の調査より13.4%高い結果でした。

また、「差別や人権侵害を受けたと感じた」については、36.2%であり、前回の調査から11.5%高くなっていました。「差別や人権侵害を受けた」と感じるか感じないかは、個人の人権意識に大きく左右され、人権意識が高いほど、差別や人権侵害に気づくことができることを考えると人権意識が高まった結果であり、本市がこれまで取り組んできた人権教育・啓発の成果だと考えられます。しかし、「関心がない」または「あまり関心がない」と回答した人を合わせると、27.4%と、約3割の人が回答されており、差別の現状認識の不足や人権についての基本的な考え方の理解の不十分さが見られるため、今後の人権教育・啓発の課題と捉えて、人権侵害や差別意識を解消する取組を推し進めていくことが大切です。

人権教育・啓発の推進にあたっては、市民一人ひとりが自らの人権のみならず、他者の人権についても正しく理解し、人権問題を自分の問題として感じるようになるとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し人権を相互に尊重することが大切です。また、社会情勢や価値観の変化に伴い、新たな人権問題が生じることもあり、これに対応した的確な人権教育・啓発を取り組む必要があります。

2 人権教育・啓発の基本的視点

- 市民一人ひとりが自分自身の課題としてとらえることができる人権教育・啓発の推進（市民による人権教育・啓発の推進）
- さまざまな人権課題の共通の構造を見据えた人権教育・啓発の推進（個々の人権課題をしっかりと見据えた上で、さまざまな人権課題の根底にある共通の構造を見極めて、総合的な人権教育・啓発のあり方を創造する取組）
- 発達段階に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進
- 市民の理解と共感を得られるよう、さまざまな媒体を活用した人権教育・啓発の推進（講演会や広報等による情報発信）
- 差別の現状や憲法で保障されている基本的人権に関する人権教育・啓発の推進
- 法律や条例などの法制度との関係性や国内外の人権を取り巻く環境等についての
人権教育・啓発の推進

3 人権教育・啓発の展開

(1) 人権教育・啓発の推進

①市民との共働の推進

市民が研修の講師や地域のリーダーとして活躍できるような環境の整備を行い、市民の参画をなお一層進めます。

特に、人権とかかわりの深い特定職業従事者^{*}への教育はもとより、企業や民間団体も含めさまざまな学習・研修の場に、人権尊重の視点を根付かせるとともに、これまで取り組んできたように人権教育・啓発を市民との共働で推進します。

②発達段階に応じた人権教育・啓発の推進

「いのち輝くまちこが」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らのこととしてとらえ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していく必要があります。そのため、学校教育や社会教育等を通じ、それぞれの発達段階に応じた多様な機会の提供や効果的な人権教育・啓発を継続的に推進します。

(2) 人権教育・啓発の取組

①学校

学校生活全体を通じて、児童生徒の人権感覚を育む環境づくりに努め、人権尊重を基本とした学校づくりを推進していくことが必要です。また、人権教育を進めるうえで、児童生徒に接する教職員の姿勢が重要であり、教職員自身がさまざまな人権問題への深い理解と人権に対する鋭い感性を高めるように努める必要があります。学校・地域・家庭間の情報の共有を進め、学校での人権教育の成果を地域や家庭にも伝えることで、人権教育の効果を高めていきます。

②社会教育（生涯学習）

広く市民の間に多文化、多様性を認め合う共生の心を育てるために、子どもから高齢者までを対象に、多様な学習機会を提供し、一人ひとりがお互いの人権を尊重するまちづくりの実現をめざします。

生涯学習は人権教育そのものであるとの認識に立ち、市民が主体的に行う人権教育・啓発の取組に対し積極的に支援に努めます。

③企業・事業者

企業がその果たすべき社会的責任と役割を自覚し、多くの人々が働く場として、人権の観点からの取組が必要であり、人権の尊重を基盤とする活動や誰もが働きやすい職場環境の整備はもとより、従業員の人権意識の高揚を図ることが重要です。企業の社会的責任として主体的に取り組まれるよう啓発を進めるとともに、自主的かつ積極的に取り組む企業・団体等に対して必要な支援に努めます。

④地域社会

地域コミュニティは、行政等が行う人権教育・啓発活動に市民が積極的に参画するように促すとともに、地域の実情に即した多様な学習の機会や市民相互の交流の場などを充実させていく必要があることから、行政としてこうした取組を支援します。また、地域の人権教育・啓発活動に関する取組を情報発信し、人権意識の高揚につながるよう努めます。

⑤市民との共働

「いのち輝くまちこが」の実現のためには、行政と市民が一体となって取り組む必要があります。そのために市民は、一人ひとりが個々の人権を尊重し合い、自らも「いのち輝くまちづくり」に参画するという自覚を持ち、さらに自己の生活のあらゆる場面で人権尊重の精神の涵養に努めなければなりません。
そのためのさらなる人権教育・啓発を推進します。

(3) 指導者の育成

市民一人ひとりに人権を根付かせていくために、主役はあくまでも市民であるという認識に立ち、研修会等の講師や啓発のリーダーを地域の中から育てていく必要があります。市民の指導者の育成と併せ、人権教育・啓発活動に取り組む団体の支援に努めます。

第5章 人権施策の推進

1 総合行政としての人権施策の推進

① 庁内推進体制

本市では、全庁的に人権施策を推進していくため、課長職以上の関係職員等で組織する「人権施策企画調整会議」とすべての課長職以上の職員等で組織する「人権施策推進会議」を設置し取組を進めています。

今後は、この組織が担う役割を明確にし、すべての部署においてさらなる相互の連携を図り、各部署が実施する事業に関する人権課題を共有することで、あらゆる人権課題の解決に向けた取組を横断的、積極的、計画的に推進することに努めます。

② 職員の意識変革

職員は十分な人権感覚を養い、すべての施策において企画の段階から実施にいたるまで人権尊重の視点に立ち、自ら「いのち輝くまちづくり」に参画していくという自覚と使命感を持つことが不可欠です。

「人権教育のための国連 10年に関する国内行動計画」において、特定職業従事者は、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者として、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することを求めています。その職務性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが何よりも重要であることから、研修を実施する際には、体系的な研修に加え、それぞれの部署での業務に即した研修を工夫して実施するなど、手法を含め企画段階から再点検を行い、より実効性のあるものとします。

③ 個別計画の見直し

現在、策定しているすべての個別計画について、その見直しを行う際には、本指針の理念や総合行政としての人権施策の重要性を踏まえて企画・調整・点検を行います。

また、新たに個別計画を策定するときも、すべての施策が人権にかかわるということを認識し取組を進めます。

2 人権教育・啓発等の拠点の整備

総合的な人権施策を推進していくためには、施策の企画調整、人権教育・啓発活動、相談業務などを行政が積極的に行うだけではなく、行政と市民が共働して人権教育・啓発の取組を進めていくことが重要です。さまざまな人権活動に取り組む市民が情報発信や相互の交流を行っていくための機能を併せ持つ「人権センター」・古賀市隣保館「ひだまり館」を拠点として、市民と行政が一体となって人権教育・啓発に取り組みます。

3 人権侵害への相談体制の充実

古賀市においては、さまざまな人権問題の解決のために、多くの人権施策に取り組むとともに、人権侵害の救済に努めてきましたが、2020（令和2）年に行なった「古賀市人権に関する市民意識調査」において、人権侵害を受けた時に公的機関を利用しない傾向があることが分かりました。そのことを真摯に受け止め、相談体制の充実を図ることの重要性から、総合行政としての人権施策を基に、相談窓口の充実・周知を図り、各部署が連携し積極的に問題解決に取り組みます。

4 関係機関・団体とのネットワークの構築

人権センターでは、効果的な人権教育・啓発を行っていくため、他の自治体や法務局等関係行政機関との連携を積極的に図ります。

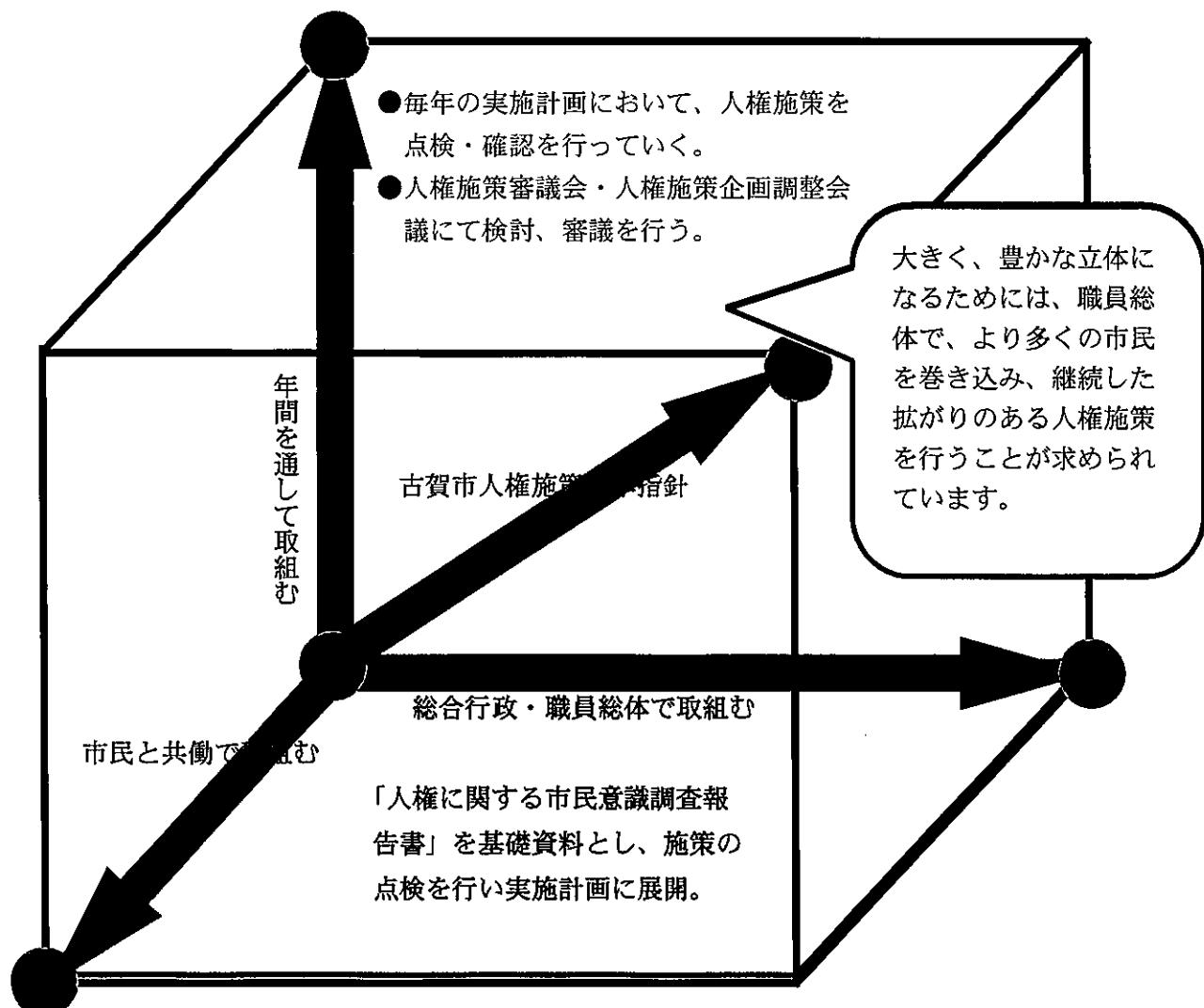
さらに、人権が尊重される「いのち輝くまちづくり」の担い手は市民であるとの認識の下に、市民、企業・事業者、学校など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、共働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取組を進めます。

第6章 「いのち輝くまちこが」に向けて

本指針は、古賀市人権施策審議会答申を踏まえ、さまざまな人権問題の現状や課題を整理し、本市が取り組むべき新たな人権施策の方向性を明らかにしたものであります。今後は、この指針を踏まえ、市民、企業・事業者、学校など各関係機関と共に働いて、総合行政としての人権施策の推進に積極的に取り組み、「いのち輝くまちこが」を実現していくため、指針に基づく実施計画を策定し施策を進めます。

また、人権の問題は優れて社会性の要素が強いいため、固定観念にとらわれることなく、常にその時の社会事象を踏まえながら、見直しも含めた進行管理を行います。なお、策定した計画の実施状況については、年度ごとに総括を行い古賀市人権施策審議会に対し報告します。

基本指針に基づき立体的に構築する人権施策をめざして



用語解説

あ 行

いのちのノート (P 12)

古賀市の人権教育副読本。2005（平成17）年に古賀北中学校の人権教育の取組において、「人権学習」を「いのち」の学習と考え、「いのちのノート」は作成されました。

現在は市内全ての小中学校で取り組まれるようになり、鋭い人権感覚・確かな人権意識と行動力をもった児童生徒を育成するため「いのちのノート」を活用し、小中学校9年間を通して系統的な学びが進められています。毎年、内容を向上させるための見直しが行われています。

エイチアイヴィ H I V (P 16)

ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)の略称で、1983（昭和58）年に発見されました。H I Vは感染力の弱いウイルスであり、H I V感染者の唾液や汗、尿を介しては感染しませんが、血液、精液、膣分泌液、母乳が体内に侵入することにより感染します。H I V感染による免疫力の低下は、緩慢に進行し、エイズ（後天性免疫不全症候群、A I D S : Acquired Immunodeficiency Syndrome）の発症までには数年から10年以上かかると言われます。近年では医学の進歩により、エイズの発症を抑える薬が開発されています。

エスエヌエス S N S (P 4)

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service)の略称。インターネットを使って、大勢の人々が情報を互いに送受信できる「ソーシャルメディア」の一つで、共通の職業や出身校、趣味などをもつ人々がコミュニケーションを深め、つながりを広げていくことを支援する目的で提供されているサービス。個人だけでなく、企業や自治体、政治家などによる情報発信にも使われるほか、近年では緊急時や災害時に、情報交換の手段として活用されることも多くなっています。

エスディージーズ S D G s (P 1)

持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)のこと。「誰一人として取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標です。2015（平成26）年に国際サミットで採択された、共生社会の実現を具体化するものであり、人権尊重の考え方がベースにあります。2030（令和12）年を達成年限とし、持続可能な世界を実現するための17の目標（ゴール）と169のターゲットから構成されています。

か 行

共働 (P 7)

市民と行政が、また市民がお互いに、それぞれに果すべき責任と役割を自覚し、共通の目標に向かって、対等の立場で、自己責任に根ざした自律した活動を通じ、相互に補完し合い、相乗効果をあげながら、さまざまな社会的課題の解決に当たることを指します。

合理的配慮 (P 14)

障がいのある人が、障がいのない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための個別の調整や変更のことをいいます。日本でも、障がい者権利条約の批准にあたって、障がい者雇用促進法の改正や、障がい者差別解消法の施行がなされ、企業等の事業者に対して合理的配慮の提供義務が明文化されるようになりました。

古賀町（市）「同和」保育基本方針 （P 3）

1975（昭和50）年に、国の同和対策審議会の答申及び同和対策特別措置法の趣旨にのっとり、古賀市（町）における同和保育行政の基本的な方針を示したものです。

古賀町（市）「同和」教育基本方針 （P 3）

1979（昭和54）年に、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、国の同和対策審議会の答申の趣旨に基づき、古賀市（町）における同和教育の基本的な方針を示したものです。

個別計画 （P 8）

関係法令や第5次古賀市総合計画に基づき策定した個別の計画のこと。

さ 行

新型コロナウイルス感染症 （P 4）

発熱や上気道症状を引き起こす新型のウイルス（C O V I D - 1 9）による感染症。現在は重症化を防ぐためのワクチンも開発され普及していますが、重症化すると肺炎になり、さまざまな後遺障がいや死亡例も確認されています。

2019（令和元）年12月以降、中華人民共和国湖北省武漢市において新型コロナウイルス関連肺炎の発生が複数報告され、世界中に流行が拡大しました。2020（令和2）年4月7日に首相が福岡県他を対象に緊急事態宣言を発令し、不要不急の外出自粛が呼びかけられました。同年5月14日に緊急事態宣言は解除されました。感染拡大を防止するため、国から「新しい生活様式」として、人との間隔を確保、マスクの着用、手洗い、旅行を控える、換気、3密（密集、密接、密閉）の回避等の対策を行うことが示されました。

性的指向（Sexual Orientation） （P 3）

恋愛感情や性的な関心が、主にどの性別に向いているかを指します。

性自認（Gender Identity） （P 3）

自分の性別をどう認識しているかという概念を指します。

性的少数者 （P 4）

からだの性とこころの性との食い違う性別不合や、同性愛者・両性愛者といった性的指向が少数派である人々の総称。全体的にみて少数であることから、性的少数者（性的マイノリティ）といわれます。また、ジェンダー・マイノリティともいわれます。

セクシュアル・ハラスメント （P 10）

相手の意に反する不快な性的言動のことで、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の提示など、さまざまな態様のものを指します。男女雇用機会均等法では、性的な言動によって起こる問題に対して、事業主に必要な措置を義務付けています。その行為をした人は、損害賠償責任や刑事上の責任を問われる場合があります。

S O G I（ソジ） （P 19）

性的指向（Sexual Orientation）と性自認（Gender Identity）の頭文字をまとめた言葉。性的指向と性自認は誰もがもっているもので、すべての人の性のあり方にかかる概念を指します。特定の集団を指すものではありません。

た 行

同和教育 (P 9)

「法のもとの平等の原則に基づき、社会の中に根強く残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫く」（「国の同和対策審議会答申より抜粋」）ことを中心的課題として行われる教育のことです。

特定職業従事者 (P 2 2)

人権教育・啓発の推進にあたって、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者をいいます。教職員、警察職員、消防職員、公務員、医療・保健関係者、福祉関係者、マスメディア関係者等を指します。これら特定職業従事者については、その職務の性質上、特に人権への配慮が必要とされ、住民から信頼されることが重要であることから、人権尊重の精神を養うための研修を重点的に実施することが求められています。

ドメスティックバイオレンス (DV) (P 1 0)

配偶者（事実婚を含む）や配偶者であった者、恋人など「親密な」関係にある又はあった相手から振るわれる暴力。殴る、蹴るといった「身体的暴力」、話しかけても無視するといった「精神的暴力」、嫌がっているのに性行為を強要する「性的暴力」、生活費を渡さないといった「経済的暴力」などさまざまな暴力があり、これらが重なり合って起こることが少なくありません。

な 行

202030（にいまるにいまるさんまる） (P 1 0)

2010（平成22）年に閣議決定された、第3次男女共同参画基本計画に掲げられた目標で、その目標は「社会のあらゆる分野において、2020（令和2）年までに議会議員や法人・団体等における課長相当職以上の者等、指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」とされていました。しかし、政治・経済分野における女性活躍がなかなか進まなかつたことから、政府は目標達成を断念しました。

その後、2020（令和2）年12月に閣議決定された第5次男女共同基本計画において、「2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることをめざす。その通過点として、2020年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が30%程度となるようめざして取組を進める」とし、203030（にいまるさんまるさんまる）が目標として定めされました。

認知症 (P 1 3)

さまざまな原因で脳細胞が減少、働きが低下することにより、認知機能に障害が起り、意識障害はないものの日常生活や対人関係に支障が出ている状態（およそ6か月以上継続）をいいます。

「寝た子を起こすな」論 (P 9)

「ぐっすり眠っている子どもをわざわざ起こして泣かせることはない」の意から転じ、不必要なことを行ったために生じる逆効果を示す言葉で、部落差別に関しては、「何も知らない人にわざわざ問題を知らせる必要はなく、そっとしておけば自然と解決する」という考え方の比喩的表現のこと。

は 行

8050問題（はちまるごーまる）問題（P13）

主に、80代前後の親が50代前後のひきこもりの子どもを養っている状態をいいます。ひきこもりの長期化、高齢化から引き起こされる社会問題で、経済難から起る生活困窮や当事者の社会的孤立、病気や介護といった問題によって、親子共倒れになるリスクが指摘されています。

バリアフリー（P14）

「障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去する」という意味で、もともと住宅建築用語で使用され、段差等の物理的障壁の除去を指すことが多い用語ですが、「障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去」という意味でも用いられます。

ハンセン病（P16）

感染力の極めて弱い「らい菌」によって引き起こされる慢性の細菌感染症で、「らい菌」と呼ばれ遺伝病のように考えられていた時代もありました。1873（明治6）年に菌を発見した医師ハンセンにちなみ、「ハンセン病」という病名が用いられています。かつては感染によって手足等の末梢神経の麻痺や皮膚にさまざまな症状が起り、病気が進むと顔や手足に後遺症が残ることから、不治の病と恐れられましたが、1943（昭和18）年に「プロミン」という治療薬がよく効くことが報告されて以来、完全に治る病気となりました。

ヘイトスピーチ（P4）

人種、出身国、民族、宗教、性別、性的指向、障がいなどの特定の属性を有する集団をおとしめたり、差別や暴力行為を煽る言動、あるいは少数者集団に対する侮辱、名誉毀損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為であるとされています。

法定雇用率（P14）

「障がい者の雇用の促進等に関する法律」の第43条に基づき定められた、「各事業主がその雇用する労働者のうち、障がいのある人を雇用しなければならない割合」のことをいいます。

や 行

ヤングケアラー（P11）

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どものことをいいます。以前から家族を世話する子どもはいましたが、「家族が家族を世話することは当たり前」という社会慣習から、家族である子どもが過度な負担を担っていることは配慮されてきました。家族の病気や障がいのために、長期のサポートや介護、見守りを必要とし、それを支える人手が十分にない時には、子どもであってもその役割を引き受け、家族の世話をする状況が生じます。学業に遅れが出たり、進学や就職を諦めたりするケースもあり、実態の把握が急がれています。

ユニバーサルデザイン（P14）

バリアフリーが「障がいのある人が社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となるものを除去する」という意味で使用されるのに対し、ユニバーサルデザインは「あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、多様な人々が利用しやすいように都市や生活環境をデザインする」という意味で使用されます。

資 料

世界人権宣言

1948（昭和23）年12月10日
第3回国際連合総会 採択

前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、
人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためにには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、
諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、
国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、
加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、
これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、
よって、ここに、国際連合総会は、
社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と尊守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあることを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隸にされ、又は苦役に服することはない。奴隸制度及び奴隸売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自國に帰る権利を有する。

第14条

1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思是、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けのことなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社會における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日本国憲法（抄）

1946（昭和21）年11月3日交付

1947（昭和22）年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵澤を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由來し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、國家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第3章 国民の権利及び義務

第10条 日本国たる要件は、法律でこれを定める。

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不斷の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第14条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第15条 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第16条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に

関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第17条 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第18条 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第22条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第23条 学問の自由は、これを保障する。

第24条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第30条 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第31条 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基いて發せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 捜索又は押収は、権限を有する司法官憲が発する各別の令状により、これを行ふ。

第36条 公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる。

第37条 すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2 刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3 刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、國でこれを附する。

第38条 何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

2 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることはできない。

3 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

第39条 何人も、実行の時に適法であつた行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任を問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない。

第40条 何人も、抑留又は拘禁された後、無罪の裁判を受けたときは、法律の定めるところにより、國にその補償を求めることができる。

第10章 最高法規

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

2000（平成12）年11月29日制定
2000（平成12）年12月 6日施行

（目的）

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

（基本理念）

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

（国の責務）

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（基本計画の策定）

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

（年次報告）

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

（財政上の措置）

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限 及び発信者情報の開示に関する法律

(平成13年11月30日法律第137号)

(趣旨)

第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利につき定めるものとする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 特定電気通信 不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。以下この号において同じ。）の送信（公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信を除く。）をいう。
- 二 特定電気通信設備 特定電気通信の用に供される電気通信設備（電気通信事業法第2条第2号に規定する電気通信設備をいう。）をいう。
- 三 特定電気通信役務提供者 特定電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他特定電気通信設備を他人の通信の用に供する者をいう。
- 四 発信者 特定電気通信役務提供者の用いる特定電気通信設備の記録媒体（当該記録媒体に記録された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を記録し、又は当該特定電気通信設備の送信装置（当該送信装置に入力された情報が不特定の者に送信されるものに限る。）に情報を入力した者をいう。

(損害賠償責任の制限)

第3条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。
- 3 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不當に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、当該権利を侵害したとする情報（以下「侵害情報」という。）、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から7日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

（発信者情報の開示請求等）

第4条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときに限り、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下「開示関係役務提供者」という。）に対し、当該開示関係役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報（氏名、住所その他の侵害情報の発信者の特定に資する情報であって総務省令で定めるものをいう。以下同じ。）の開示を請求することができる。

- 一 侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
 - 二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
- 2 開示関係役務提供者は、前項の規定による開示の請求を受けたときは、当該開示の請求に係る侵害情報の発信者と連絡することができない場合その他特別の事情がある場合を除き、開示するかどうかについて当該発信者の意見を聴かなければならぬ。
- 3 第1項の規定により発信者情報の開示を受けた者は、当該発信者情報をみだりに用いて、不适当に当該発信者の名誉又は生活の平穏を害する行為をしてはならない。
- 4 開示関係役務提供者は、第1項の規定による開示の請求に応じないことにより当該開示の請求をした者に生じた損害については、故意又は重大な過失がある場合でなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該開示関係役務提供者が当該開示の請求に係る侵害情報の発信者である場合は、この限りでない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

2013（平成25）年6月19日制定
2016（平成28）年4月 1日施行

（目的）

第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 2 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 3 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第三章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。）及び地方独立行政法人をいう。
- 4 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ハ 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する機関（本の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）
 - ニ 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法（昭和22年法律第70号）第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ホ 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの
 - ヘ 会計検査院

5 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。口において同じ。）

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

6 地方独立行政法人 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人（同法第21条第3号に掲げる業務を行うものを除く。）をいう。

7 事業者 商業その他の事業を行う者（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）をいう。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（国民の責務）

第4条 国民は、第1条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

（社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備）

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

2 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

3 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

4 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別の解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第八条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第三条において「国等職員対応要領」という。）を定めるものとする。

2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第七条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領（以下この条及び附則第四条において「地方公共団体等職員対応要領」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。

5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針（以下「対応指針」という。）を定めるものとする。

2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第13条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによる。

第四章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の关心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第16条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

1 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

2 学識経験者

3 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 関係機関及び前条第2項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

（主務大臣）

第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

（地方公共団体が処理する事務）

第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととができる。

（権限の委任）

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

（政令への委任）

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第6条までの規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第6条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第6条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第9条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第十条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日ににおいて第10条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第11条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第11条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた 取組の推進に関する法律

2016（平成28）年5月24日制定
2016（平成28）年6月 3日施行

（前文）

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽せん動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

2016（平成28）年12月 9日制定
2016（平成28）年12月16日施行

（目的）

第1条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第2条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第3条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第4条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、

部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

（教育及び啓発）

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

（部落差別の実態に係る調査）

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための 施策の推進に関する法律

2021（令和3）年9月1日施行

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるアイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況並びに近年における先住民族をめぐる国際情勢に鑑み、アイヌ施策の推進に関し、基本理念、国等の責務、政府による基本方針の策定、民族共生象徴空間構成施設の管理に関する措置、市町村（特別区を含む。以下同じ。）によるアイヌ施策推進地域計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けたアイヌ施策推進地域計画に基づく事業に対する特別の措置、アイヌ政策推進本部の設置等について定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図り、もって全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「アイヌ文化」とは、アイヌ語並びにアイヌにおいて継承されてきた生活様式、音楽、舞踊、工芸その他の文化的所産及びこれらから発展した文化的所産をいう。

2 この法律において「アイヌ施策」とは、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発（以下「アイヌ文化の振興等」という。）並びにアイヌの人々が民族としての誇りを持って生活するためのアイヌ文化の振興等に資する環境の整備に関する施策をいう。

3 この法律において「民族共生象徴空間構成施設」とは、民族共生象徴空間（アイヌ文化の振興等の拠点として国土交通省令・文部科学省令で定める場所に整備される国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条第二項に規定する行政財産をいう。）を構成する施設（その敷地を含む。）であって、国土交通省令・文部科学省令で定めるものをいう。

（基本理念）

第三条 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重されるよう、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統等並びに我が国を含む国際社会において重要な課題である多様な民族の共生及び多様な文化の発展についての国民の理解を深めることを旨として、行われなければならない。

2 アイヌ施策の推進は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができるよう、アイヌの人々の自発的意思の尊重に配慮しつつ、行われなければならない。

3 アイヌ施策の推進は、国、地方公共団体その他の関係する者の相互の密接な連携を図りつつ、アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立つて行われなければならない。

第四条 何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 国及び地方公共団体は、前二条に定める基本理念にのっとり、アイヌ施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、アイヌ文化を継承する者の育成について適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない。

4 国は、アイヌ文化の振興等に資する調査研究を推進するよう努めるとともに、地方公共団体が実施するアイヌ施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(国民の努力)

第六条 国民は、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現に寄与するよう努めるものとする。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第七条 政府は、アイヌ施策の総合的かつ効果的な推進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の意義及び目標に関する事項

二 政府が実施すべきアイヌ施策に関する基本的な方針

三 民族共生象徴空間構成施設の管理に関する基本的な事項

四 第十条第一項に規定するアイヌ施策推進地域計画の同条第九項の認定に関する基本的な事項

五 前各号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、アイヌ政策推進本部が作成した基本方針の案について閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 政府は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。

6 第三項及び第四項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県方針)

第八条 都道府県知事は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内におけるアイヌ施策を推進するための方針（以下この条及び第十条において「都道府県方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 都道府県方針には、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 アイヌ施策の目標に関する事項

二 当該都道府県が実施すべきアイヌ施策に関する方針

三 前二号に掲げるもののほか、アイヌ施策の推進のために必要な事項

3 都道府県知事は、都道府県方針に他の地方公共団体と関係がある事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、都道府県方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、関係市町村長に通知しなければならない。

5 前二項の規定は、都道府県方針の変更について準用する。

附 則（平成三〇年一二月一四日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年五月一九日法律第三六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十九条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

「人権擁護古賀町」宣言に関する決議

日本国憲法及び世界人権宣言に明示されている基本的人権の尊重とあらゆる差別の撤廃は、今や国内外において強い社会的要請にまで高まっている。

然るに、わが国においては、部落差別やいじめをはじめとする様々な人権侵害の事象は容易に跡を絶つことがなく、平和で明るい地域社会の存立を脅かしている。

よって、本町議会は、人権が何よりも尊重される文化都市・福祉都市の構築が急務であることを認識し、すべての町民の人権が等しく保障されるために必要な教育・啓発等の活動の充実強化に一層の努力を行なうことを確認し、ここに本町を「人権擁護古賀町」とすることを宣言する。

以上、決議する。

平成7年3月23日

古賀町議会

古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例

2020（令和2）年3月27日施行

（目的）

第1条

この条例は、これまで市が、自由と人権を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切にして助け合う温かい社会をつくるために努力を重ねてきたにもかかわらず、社会的身分、門地、人種、国籍、民族、信条、性別、性自認、性的指向、障がいや病気の有無などを理由とした様々な差別や偏見に基づく言動、インターネット上での人権侵害事象などが多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしていることに鑑み、法の下の平等を定める日本国憲法の理念及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成28年法律第109号）をはじめとする差別解消を目的とした法令にのっとり、部落差別をはじめあらゆる差別（以下「あらゆる差別」という。）の撤廃と人権擁護を図り、人権尊重を基調とする差別のない明るい市の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるものとする。

（市民及び事業者の責務）

第4条 市民及び事業者は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らもあらゆる差別、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

2 事業者は、あらゆる差別をなくすため、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

（市の施策の推進）

第5条 市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国、県、市民及び関係団体と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

（相談体制の充実）

第6条 市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

（教育及び啓発の充実）

第7条 市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、関係団体と連携のうえ、人権教育及び人権啓発を積極的に推進するものとする。

（推進体制の充実）

第8条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

(意見の聴取)

第9条 市は、あらゆる差別をなくすための施策に関する事項、その他この条例の目的を達成するために必要な事項については、古賀市人権施策審議会条例（平成18年条例第1号）第1条に規定する古賀市人権施策審議会の意見を聞くことができる。

(調査等の実施)

第10条 市は、あらゆる差別をなくすための施策を策定及び推進していくため、先駆的な情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、差別の実態に係る調査及び意識調査等を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

古賀市人権施策審議会条例

2006（平成18）年3月31日制定

（設置）

第1条 人権の尊重に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権擁護に関する社会情勢にかんがみ、市の人権施策を円滑に推進するため、古賀市人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、市の人権施策の推進にかかる事項を調査審議し、答申する。

2 審議会は、市の人権施策の進ちょく状況について市長に報告を求め、必要に応じ、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、人権施策に関し識見を有する者及び市内に住所を有する者のうちから、市長が委嘱する。

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が書けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取）

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民部人権センターにおいて処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(古賀市同和対策審議会条例の廃止)

2 古賀市同和対策審議会条例（昭和45年条例第7号）は、廃止する。

(古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例の一部改正)

3 古賀市特別職の職員及び教育長の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の一部を次のように改正する。

[省略]

古賀市人権施策 年表 1955（昭和30）年度～2021（令和3）年度10月現在

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
1955	1町・2村合併で古賀町誕生		水平社を部落解放同盟に改称
1956			国際連合加盟
			オールロマンス事件発生
1957			原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行
1960			知的障がい者福祉法施行
1963			老人福祉法施行
1964	し尿処理場開設		母子及び寡婦福祉法施行
1965	古賀隣保館開設		同和対策審議会答申
	米多比児童館開館		
1966		総務部に同和対策参事配置	
1968		民生部同和対策室設置	
1969		福岡県同和教育基本方針策定	同和対策事業特別措置法施行
1970	古賀町同和対策審議会設置	福岡県同和対策長期計画策定	
	同和対策室設置・同和教育担当設置	同和対策室を同和対策局に昇格	中学校歴史教科書に部落問題記載
1972	地域懇談会（行政区別）		
	学校同和教育研究協議会発足		
	福祉課で住民・よろず相談（人権問題等）開始		
1973	教育委員会同和教育係設置		
1974	地域懇談会（行政区別）24行政区		
	同和対策課設置		
1975	社会「同和」教育推進協議会発足		婦人問題企画推進本部設置
	古賀町「同和」保育基本方針策定		部落地名総鑑事件発生
1976	古賀町同和地区実態調査実施		
	第1回 古賀町人権を尊重する町民の集い開催		
1977	古賀町同和地区実態調査報告		国連婦人の10年国内行動計画策定
	古賀町隣保館開設		
1978		福岡県婦人関係行政推進会議設置	
		福岡県婦人問題懇話会設置	
1979	古賀町「同和」教育基本方針策定	婦人対策室設置	同対法期限切れ3年延長
			国際人権規約批准
1980	第1回古賀町同和問題を考える町民のつどい開催	婦人問題解決のための福岡県行動計画策定	
1981	第1次 古賀町総合振興計画策定	第1回 同和問題啓発強調月間	
1982			地域改善対策特別措置法施行
1983	古賀町し尿処理場 海津木苑開設		
	同和問題啓発映画「生命光る町に」完成		

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
1984	第1回 古賀町「同和」教育研究大会開催		国籍法及び戸籍法の一部改正
1985	第2回 古賀町「同和」教育研究大会開催		男女雇用機会均等法制定
			女子差別撤廃条約批准
1986		婦人対策課設置	
1987			地対財特法施行
1988			後天性免疫不全症候群の予防に関する法律施行
1989			高齢者保健福祉10ヵ年計画
1991	第2次 古賀町総合振興計画策定	女性政策課設置	
1992			障がい者対策に関する長期計画策定
1993		福岡県高齢化社会行動計画策定	障がい者基本法施行
1994	「人権擁護古賀町」宣言に関する決議		児童の権利条約批准
			男女共同参画の推進本部・室・審議会設置
			新ゴールドプラン策定
1995		福岡県障がい者福祉長期計画策定	人種差別撤廃条約批准
		人権が尊重される社会を築く差別事象の根絶に関する決議	高齢社会対策基本法施行
		福岡県部落差別事象の発生防止に関する条例施行	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行
1996	古賀町「同和」問題等の早期解決に関する条例施行	福岡県クローバープラザ開設	地域改善対策協議会「意見具申」
	古賀町女性問題懇談会準備会設置	福岡県人権啓発情報センター ヒューマン・アルカディア開設	男女共同参画2000年プラン策定
	古賀市障がい者基本計画策定協議会設置	福岡県女性総合センター開設	人権擁護施策推進法施行
		福岡県青少年健全育成条例施行	
1997	住民よろず相談を福祉課から同和対策課に移管	ふくおか新世紀計画策定	人権教育のための国連10年国内行動計画策定
	古賀市市制施行	福岡県児童育成計画策定	
1998	古賀市障がい者基本計画策定	人権教育のための国連10年 福岡県行動計画策定	
	古賀市地域防災計画策定	福岡県在日外国人の人権に関する指導上の指針策定	
		福岡県福祉の街づくり条例施行	
1999	総務部企画課に女性政策係設置		男女雇用機会均等法改正
	男女共同参画社会に関する市民意識調査実施		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定		男女共同参画社会基本法施行

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
2000	古賀市市営住宅再生マスターplan策定		児童虐待防止法施行
	人権教育のための国連10年古賀市行動計画策定		人権教育及び人権啓発の推進に関する法律施行
	古賀市女性問題懇話会を古賀市男女共同参画推進懇話会に名称変更		介護保護法施行
			ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
			男女共同参画基本計画策定
			男女共同参画審議会を男女共同参画会議に強化
			男女共同参画室を男女共同参画局に体制強化
2001	第3次 古賀市総合振興計画策定	福岡県人権・同和問題県民意識調査実施	配偶者暴力防止法施行
	古賀市児童育成計画（エンゼルプラン）策定	男女共同参画推進課設置	
	古賀市児童虐待防止連絡協議会設置	福岡県男女共同参画推進条例施行	
		福岡県配偶者暴力防止基本計画策定	
2002	古賀市公害防止条例施行	福岡県男女共同参画計画策定	地対財特法の期限切れ
	古賀市交通バリアフリー基本構想	ふくおか国際化推進プラン策定	人権教育・啓発に関する基本計画策定
	同和対策課を人権・同和政策課に改称		プロバイダー責任法施行
	こが女性ホットライン開設		ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法施行
	古賀市男女共同参画計画策定		障がい者基本計画策定
2003	女性政策係を人権・同和政策課に移管し、男女共同参画係に改称	福岡県人権教育・啓発基本指針策定	個人情報保護法施行
	古賀市個人情報保護条例施行	県女性総合センターを福岡県男女共同参画センターあすばるに改称	ホームレスの自立支援等に関する基本方針策定
	古賀市同和地区実態調査実施		ハンセン病療養所入所者に対する宿泊拒否事件
2004	古賀市環境基本計画		性同一性障がい者性別特例法施行
	古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）策定		配偶者暴力防止法の一部改正
2005	古賀市人権施策審議会条例制定	福岡県人権教育・啓発基本指針策定・啓発基本指針	発達障がい者支援法施行
	古賀市個人情報保護条例施行		犯罪被害者等基本法施行
	古賀市男女平等をめざす基本条例施行		犯罪被害者基本計画策定
	家庭支援室設置		石綿による健康被害の救済に関する法律施行
	古賀市障がい者生活支援センター設置		

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
2006	古賀市同和対策審議会廃止	第2次福岡県男女共同参画計画策定	高齢者虐待防法施行
	古賀市人権施策審議会設置		障がい者自立支援法施行
	古賀市地域包括支援センター設置		拉致問題その他北朝鮮当局による 人権侵害問題への対処に関する法律施行
	古賀市青少年育成プラン策定		
	古賀市男女共同参画に関する市民意識調査実施		
	古賀市障がい者福祉計画策定		
2007	古賀市青少年計画策定		
	人権・同和政策課を改変して、古賀市人権センター設置		障がいのある人の権利に関する条約批准
	市民共働課に男女共同参画係女性政策係を移管		配偶者暴力防止法の一部改正
	古賀市人権施策基本指針策定		男女雇用機会均等法改正
	古賀市男女共同参画計画 後期実施計画（4年間）策定		
	古賀市高齢者等実態調査実施		
2008	千鳥児童センター開館		
	古賀市人権に関する市民意識調査実施	福岡県人権教育推進プラン策定	性同一性障がい者性別特例法改正
	住民よろず相談を人権・悩みごと相談に改称		
2009	古賀市地域防災計画（改訂版）策定		
	古賀市高齢者保健福祉・第4期介護保険事業計画策定		国籍法改正
	古賀市市民意識調査報告書公表		青少年インターネット環境整備法施行
	第2期 古賀市障がい者福祉計画策定		ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行
2010	第2期古賀市障がい者基本計画（障がい者福祉プラン・こが）策定		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行
	古賀市次世代育成支援後期行動計画（5年間）策定		
	古賀市要保護児童対策地域協議会開設		
	男女共同参画推進状況調査実施		
	古賀市安全安心まちづくり条例施行		
2011	人権・悩みごと相談を愛称「そうだん5（ファイブ）」で月3回実施		
	古賀市東日本大震災支援対策本部設置	第3次福岡県男女共同参画計画策定	東日本大震災復興基本法施行
	総務課に男女共同参画係を移管		
	古賀市高齢者等実態調査実施		
	古賀市隣保館「ひだまり館」開設		

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
2012	第4次 古賀市総合振興計画策定	福岡県飲酒運転撲滅条例施行	改定入管法施行（外国人登録証廢止、外国人住民票等交付）
	第5期 古賀市介護保険事業計画（3年間）策定		後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針策定
	第2次古賀市男女共同参画計画策定		障がい者虐待防止法施行
	第3期古賀市障がい者福祉計画策定		
	古賀市障がい者虐待防止センター開設		
2013	古賀市人権施策基本指針改定		いじめ防止対策推進法施行
	古賀市高齢者等実態調査実施		子どもの貧困対策推進法施行
	女性大活躍推進宣言登録		障がい者総合支援法施行
			障がい者雇用促進法改定
			学校教育法施行令一部改正
2014	古賀市介護保険事業計画（2015～2017）策定	福岡県いじめ防止基本方針策定	配偶者暴力防止法改定
			感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正
			プロバイダー責任法ガイドライン改正
2015	男女共同参画に関する市民・事業所意識調査実施		女性活躍推進法施行
			生活困窮者自立支援法施行
			子ども・子育て支援新制度開始
			リベンジポルノ防止法施行
2016	古賀市高齢者等実態調査実施		部落差別解消推進法施行
			義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律施行
			成年後見制度の利用に関する法律施行
			障がい者差別解消推進法施行
			障がい者総合支援法改定
			ヘイトスピーチ解消法施行
2017	古賀市介護保険事業計画（2018～2020）策定	福岡県人権教育・啓発基本指針改定	性犯罪に関する改正刑法施行
	第2次古賀市男女共同参画計画後期計画策定	福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例施行	ストーカー行為等の規制等に関する法律改正
	古賀市まちづくり基本条例策定		
	ししぶ交流センター設置		
	ししぶ児童センター開館		
2018	古賀市職員同和問題研修テキスト作成	福岡県いじめ防止基本方針改定	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律施行
	古賀市いのち支える自殺対策計画策定	福岡県犯罪被害者等支援条約策定	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針改正
			青少年インターネット環境整備法改正

年度	古賀市（町）	福岡県	日本
2019	古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例施行	福岡県部落差別解消推進に関する条例施行	女性活躍推進法改正
	古賀市子ども・子育て支援条例施行	福岡県性暴力根絶条例施行	子どもの貧困対策推進法改正
	古賀市高齢者等実態調査実施		成年後見人制度適正化法施行
	子育て包括支援センター設置		日本語教育推進法施行
	古賀市子ども未来応援プラン策定		障がい者読書環境推進法施行
	新型コロナウイルス感染症対策本部設置		アイヌ民族支援法施行
			ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律施行
			認知症施策推進大綱定める
2020	古賀市パートナーシップ宣誓制度施行	福岡県飲酒運転撲滅条例改正	労働施策総合推進法改正
	人権センターに男女共同参画移管名称を男女共同参画多様性推進係改名		児童虐待防止法改正
	古賀市人権に関する市民意識調査実施		新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
	男女共同参画に関する市民・事業所意識調査実施		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律改正
	第4期障がい者基本計画策定		
	古賀市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（2020～2022）策定		
	古賀市教職員人権・同和教育研修資料作成		
2021	第5次古賀市総合計画策定		新型インフルエンザ等対策特別措置法等一部改正
	第3次古賀市男女共同参画計画策定		政治分野における男女共同参画の推進に関する法律改正
	「障がい」を表記する場合の基準策定		医療的ケア児支援法施行
	まちづくり推進課に「国際交流・多文化共生係」設置		地域共生社会の実現のための社会福祉等の一部を改正する法律施行
	古賀市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度施行		高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の改正
	古賀市人権施策基本指針改定		プロバイダー責任制限法の改正
			障がい者の法定雇用率の引き上げ
			中学校教科書に「部落差別解消推進法」記載

※ 太文字は第1章「(2)これまでの本市の取組」に記載

古賀市人権施策基本指針

～一人ひとりの人権が尊重され、すべての市民が
心豊かに暮らせる「いのち輝くまちこが」をめざして～

2022（令和4）年4月

発行 古賀市市民部人権センター

〒811-3192 福岡県古賀市駅東1-1-1
TEL 092)942-1111 FAX (092)942-3758
E-mail jinken@city.koga.fukuoka.jp